

## 平成 2 2 年度 3 月補正予算編成方針

補正予算の編成方針について

- (1) 歳入超過，歳入欠陥または不用額が生じる見込みのあるもので，歳入または歳出の事項において，その額が 3，000 千円程度を超え，かつ，補正することが適当と判断されるもの
- (2) 年度内に補正しないと予算執行上支障を生じるもの
- (3) 起債の決定見込みから起債限度額を補正する必要があるもの
- (4) 年度内の完成が困難な事業の繰越明許費の予算措置が必要なもの  
(県にあわせて繰越明許費の予算措置を必要とするものを含む)
- (5) 補助内示等に伴い，債務負担行為の補正が必要なもの
- (6) 国の補正予算成立に伴い，予算補正を必要とするもの

特に，3 月補正予算での計上を指示した国の「きめ細かな交付金」，「住民生活に光をそそぐ交付金」については，別途，財政課からの指示により見積もること